

## 横浜市犯罪被害者等支援条例に基づく支援について

平成 31 年 4 月 1 日から施行する「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害に遭われた方々に対し、次のような支援策を予定しています。

### 1 日常生活等の支援（第 9 条）

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援を行います。

#### (1) 家事及び介護支援（第 1 号）

日常生活を営むために家事や介護等のホームヘルプの利用を必要とする犯罪被害者等に対し、その費用を助成します。

ア 対象要件：犯罪被害（死亡、1 か月以上の加療を要する重傷病又は強制性交等罪（準強制性交等罪、監護者性交等罪を含む）及びその未遂罪、強制わいせつ罪となる性犯罪被害が対象）に遭った市民及びその同居家族、同居遺族

イ 支援内容：1 時間当たり 4,000 円を上限とし、72 時間までの費用の 9 割を助成（生活保護又は市民税非課税世帯は全額を助成）

#### (2) 一時保育支援（第 1 号）

就学前の子に対する一時保育を必要とする犯罪被害者等に対し、その費用を助成します。

ア 対象要件：犯罪被害（死亡、1 か月以上の加療を要する重傷病又は強制性交等罪（準強制性交等罪、監護者性交等罪を含む）及びその未遂罪、強制わいせつ罪となる性犯罪被害が対象）に遭った市民及びその同居家族、同居遺族

イ 支援内容：1 回当たり 2,500 円を上限とし、10 回までの費用の 9 割を助成（生活保護又は市民税非課税世帯は全額を助成）

#### (3) 住居支援（第 2 号）

##### ① 転居支援

犯罪被害により住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、新たな住居に転居するための費用を助成します。

ア 対象要件：犯罪被害（死亡、1 か月以上の加療を要する重傷病又は強制性交等罪（準強制性交等罪、監護者性交等罪を含む）及びその未遂罪となる性犯罪被害が対象）に遭った市民及びその同居遺族（過失犯罪を除く）

イ 支援内容：1 回あたり 20 万円を上限とし、2 回までの費用を助成

##### ② その他の住居支援

- ・神奈川県の実施する緊急避難場所（ホテル等の宿泊 3 泊まで）の提供を受けている被害者等で必要な方に対し、延泊を実施（現行 1 泊→2 泊まで拡充）
- ・建築局市営住宅課と連携し、市営住宅の一時入居を斡旋（原則 3 か月以内、最長 1 年まで延長可）

#### (4) 経済的負担の軽減（見舞金）（第 3 号）

犯罪被害によって生ずる経済的な負担の軽減のため、見舞金を支給します。

ア 対象要件：犯罪被害（死亡、1 か月以上の加療かつ入院 3 日間以上を要する重傷病及び強制性交等罪（準強制性交等罪、監護者性交等罪を含む）及びその未遂罪となる性犯罪被害が対象）に遭った市民及びその遺族（過失犯罪を除く）

イ 支援内容：遺族見舞金（死亡）：30 万円、重傷病見舞金：10 万円、性犯罪被害見舞金：5 万円

#### (5) 精神的な被害からの回復支援（第 4 号）

##### ア カウンセリングの提供

専門資格を持つ事業所でのカウンセリングの提供（現行 5 回→10 回まで拡充）

##### イ 区福祉保健センターの精神保健福祉相談の活用

区の精神保健相談員（MSW）及び精神科嘱託医師による相談の活用

#### (6) その他の支援

- ・犯罪被害者等が就労する事業所との調整や転職、復職の相談に応じ、情報提供等を行います。
- ・犯罪被害によって生ずる法律問題について、弁護士による無料法律相談を行います。

### 2 総合支援窓口の設置（第 7 条・第 8 条・第 10 条）

現在の「横浜市犯罪被害者相談室」を条例に定める総合支援窓口として位置づけ、専門の相談員（社会福祉職職員）等による支援を行います。

- ・犯罪被害者等からの相談対応（電話、メール、ファックス、面談、訪問）
- ・犯罪被害者等支援に関する庁内各課・庁外関係機関等との連絡調整
- ・犯罪被害に伴う区役所等への手続、関係機関における相談等への付添い・同行
- ・条例に基づく犯罪被害者等支援制度の申請受付
- ・市民以外が市内で犯罪被害に遭った場合、住所地の自治体と連携した相談、情報提供等
- ・その他必要な支援

なお、必要に応じ、相談員が区役所や御自宅へ出張しての相談等も行います。

### 3 総合的支援体制の整備（第 11 条）

庁内及び他の関係機関等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援にあたることができるよう、総合的な支援体制を整備します。

#### (1) 横浜市犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催

犯罪被害者等支援に関する取組を全庁的に進めるため、関係課長による会議等を開催

#### (2) 関係機関等との連携支援体制の整備

関係機関等との合同会議、共同での研修や啓発事業の実施、事例検討会などを開催

### 4 人材育成（第 12 条）、啓発・広報（第 14 条）

#### (1) 人材育成

本市職員を対象とする研修に加え、新たに地域ケアプラザ職員や民生委員等を対象とする専門研修を行います。

#### (2) 啓発・広報

犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題、二次被害の防止等について市民の理解を深めるよう啓発活動を行うとともに、市の総合支援窓口や支援内容等の広報を行います。

【参考1】

政令指定都市及び神奈川県内市町村で犯罪被害者等支援条例を制定している自治体の支援内容

※下記の支援内容はすべて助成額、利用回数、利用時間等に上限あり。斜線欄は制度なし。

	横浜市	神戸市	名古屋市	茅ヶ崎市	その他
*支援対象*	死亡、重傷病、性犯罪被害	死亡、重傷病	死亡、重傷病、性犯罪被害	死亡、重傷病、性犯罪被害	【京都市】【寒川町】死亡、重傷病
家事及び介護支援	ホームヘルパー利用実費の9割を助成	ホームヘルパー利用実費の半額を助成	委託ホームヘルパーの派遣（自己負担なし）	委託ホームヘルパーの派遣（自己負担なし）	
一時保育支援	実費の9割を助成	実費の半額を助成		実費を助成（自己負担なし）	
住居支援	・緊急避難場所の提供 ・転居費用の実費を助成（自己負担なし） ・市営住宅への一時入居の斡旋	・転居費用の実費を助成（自己負担なし） ・転居後の家賃の半額を助成 ・市営住宅への一時入居の斡旋	・市営住宅への一時入居の斡旋	・転居費用の実費を助成（自己負担なし） ・転居後の家賃の半額を助成	【京都市】市営住宅への一時入居の斡旋
経済的負担の軽減	見舞金の支給（死亡30万、重傷病10万、性犯罪被害5万）	生活資金の支給（死亡50万、重傷病15万）	支援金の支給（死亡30万、重傷病10万、性犯罪被害10万）	生活資金の支給（死亡50万、重傷病10万、性犯罪被害5万）	【京都市】死亡、重傷病とも30万 【寒川町】死亡50万、重傷病10万
精神的被害からの回復	・カウンセリングの実施（自己負担なし） ・区嘱託医等による精神保健福祉相談（自己負担なし）	・カウンセリングの実施（自己負担なし）	・精神科受診時の医療費の半額を助成		
就労支援	個別相談における情報提供、事業所との調整	資格取得の実費の半額を助成			
その他	委託弁護士による法律相談（自己負担なし）	教育関係費（学齢期の塾や送迎費用）の半額を助成			

【参考2】

横浜市犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（総合支援窓口の設置）

第7条 市は、この条例に規定する支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くものとする。

（相談、情報の提供等）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（日常生活等の支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等の被害により日常生活を営むための家事等の支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等により受けた精神的被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を増進するための措置その他必要な支援を行うこと。

（市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援）

第10条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第8条に規定する支援を行うものとする。

（総合的支援体制の整備）

第11条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

（人材の育成）

第12条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等への啓発活動等）

第14条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。